

令和6年度島根県認知症介護実践研修「実践者研修」

開催要項

【1.目的】

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質の向上に関与することができるようになることを目的とする。

【2.実施主体】 島根県

【3.実施機関】 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.受講対象】 原則として、次の要件をすべて満たすこと

ア) 認知症介護基礎研修を修了している方あるいはそれと同等以上の能力（資格及び研修：看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等）を有する方。

イ) 島根県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、現に認知症介護業務に従事する介護職員等で身体介護に関する基本的知識・技術を修得し、認知症介護業務に2年以上従事した経験を有している方。一般病院での看護経験は含めません。

ウ) 所属する施設・事業所において、4週間の職場実習（利用者に対する直接的なケア実践）が可能なる方。

エ) 職場実習の実施にあたり、所属する施設・事業所が研修の目的・内容を理解し、積極的な協力が得られる方。

なお、地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

【5.研修日程】

回		期日	開催場所	定員
第Ⅰ回 (松江)	前期	6月 5日(水)～6日(木)	いきいきプラザ島根 4階 403 研修室	36名
	後期	7月 3日(水)～4日(木)		
	まとめ	9月 5日(木)		
第Ⅱ回 (出雲)	前期	6月 26日(水)～27日(木)	朱鷺会館 1階 大ホール	36名
	後期	8月 1日(木)～2日(金)		
	まとめ	10月 3日(木)		
第Ⅲ回 (浜田)	前期	11月 7日(木)～8日(金)	いわみーる 4階 401 研修室	36名
	後期	12月 12日(木)～13日(金)		
	まとめ	令和7年 2月 13日(木)		
第Ⅳ回 (出雲)	前期	12月 4日(水)～5日(木)	朱鷺会館 1階 大ホール	36名
	後期	令和7年 1月 9日(木)～10日(金)		
	まとめ	令和7年 3月 14日(金)		

【6.事前課題について】

受講決定者は、事前課題（認知症介護基礎研修レベル）の提出が必要です。
詳しくは、「受講決定通知」にてご案内いたします。

【7.研修内容】

別紙②「令和6年度島根県認知症介護実践研修「実践者研修」日程表」のとおり

【8.実習について】

別紙③「実践者研修の実習について」を必ずご確認ください。実習の詳細は、研修時に説明します。
職場実習の取り組みや報告に不十分な点があった場合、報告書の再提出・再実習を指示します。

【9.申込方法・受講決定】

(1) 受講申込書（様式第1号）により、各圏域の介護保険者にお申込ください。（FAX 不可）

提出書類 ① 受講申込書（様式第1号） ② 実習協力承諾書（様式第1号 別紙①）

※ 地域密着型サービス事業所において、人員基準上受講が必要な場合は、保険者の推薦が必要となりますので、申込時に保険者へご相談ください。

(2) 保険者は総括表（様式第2号別紙）に取りまとめのうえ、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。（FAX 不可）

(3) 事業所より複数申込される場合は、受講申込書に優先順位をご記入ください。定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行い、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 受講の可否については、研修日の1ヶ月前頃までに各事業所に送付するとともに、保険者へ受講決定一覧を送付します。

【10.申込期間】

会場	事業所から保険者への受講申込受付期間	保険者から福祉人材センターへの提出期限
第Ⅰ回（松江）	3月25日(月)～4月12日(金)【必着】	4月19日(金)【必着】
第Ⅱ回（出雲）	4月15日(月)～5月8日(水)【必着】	5月15日(水)【必着】
第Ⅲ回（浜田）	8月19日(月)～9月11日(水)【必着】	9月20日(金)【必着】
第Ⅳ回（出雲）	9月17日(火)～10月9日(水)【必着】	10月18日(金)【必着】

【11.受講料】 おひとり10,000円（消費税非課税）

(1) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

(2) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。（手数料は事業所負担）

【12.修了証書】

(1) 研修修了者（全課程を受講した方）に対し、島根県知事名の修了証書を交付します。

(2) 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。

また、研修受講態度が著しく不良（注1）であったり、研修内容を理解していないと判断される場合も修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

（緊急かつやむを得ない場合等については県と協議のうえ、決定します）

（注1）

①他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為。

②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）

③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）


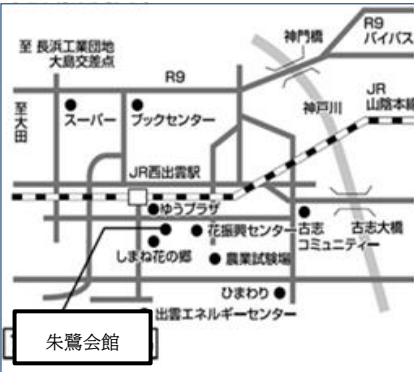

【13.その他】

- (1) 研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。(印鑑は不要)
- (2) 昼食の販売がありませんので各自ご準備ください。
- (3) 研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようご準備ください。
- (4) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (5) 駐車場には限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- (6) 地震・台風・感染症(新型コロナウイルス)など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。
- (7) 受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合がありますので予めご了承ください。
- (8) 感染症対策の一環として、マスク着用のうえご参加ください。

【14.お問い合わせ先】

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (島根県福祉人材センター) 担当/鬼村(おにむら)・三神(みかみ)
 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階
 [TEL] 0852-32-5975 [FAX] 0852-32-5956 [URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

【15.会場アクセス】

<p>松江 「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3</p> 	<p>出雲 「朱鷺会館」 出雲市西新町 2丁目 2456-4</p> 
<p>■JR 松江駅バス停より市営バス【県合同庁舎】行または【南循環線外回り】で「県合同庁舎前」下車 (所要時間約 20 分)</p>	<p>■JR 西出雲駅南口より徒歩 10 分 ※お車でお越しの方へ 正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。 <u>しまね花の郷には駐車しないでください。(夕方施錠)</u></p>
<p>浜田 「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1</p>  <p>■JR 浜田駅より【県立大学】行「いわみーる」下車 (所要時間約 10~15 分)</p>	

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
 その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。